

#### 住宅瑕疵担保履行制度の取り組みと今後の方向性

制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会

# 住宅保証機構株式会社 2019年6月11日



### 住宅の瑕疵保証・保険に40年の歴史

2008

## 【住宅保証機構(株)について】

前身の(財)住宅保証機構が 任意制度「住宅性能保証制度」 業務開始

1980

財団から保険業務を継承 住宅保証機構(株)として業務開始

任意制度時代から 建築住宅センター等に 窓口業務を委託

「住宅瑕疵担保責任保険」業務開始

2012

日本全国地域密着ネットワーク 約600の窓口

住宅瑕疵保証・保険業務 40年の実績

> 保証·保険契約戸数 累計270万戸



2019

#### 日本全国に地域密着のネットワーク

地域密着の建築住宅センター等において、 建築確認や性能評価等とのワントップサービスを提供



保険 申込

建築住宅センター等

住宅瑕疵担保責任保険

業務 委託

住宅保証機構

住宅瑕疵担保責任保険

建築確認等とセットで 保険の申込ができる

ワンストップサービス

建築確認

住宅性能評価

フラット35

長期優良住宅

- •保険窓口業務
- •現場検査 を 業務委託



## 住まいの安心・安全の向上に向けて

## 【長年の事故対応実績等をフィードバックした 技術情報の提供等】

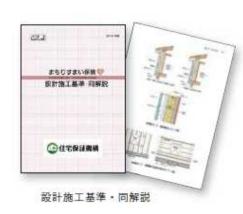
現場検査の 品質向上・均質化

- ·現場検査員研修 (約30回/年)
- ・防水オプション検査

等



#### 事業者様への技術情報の提供





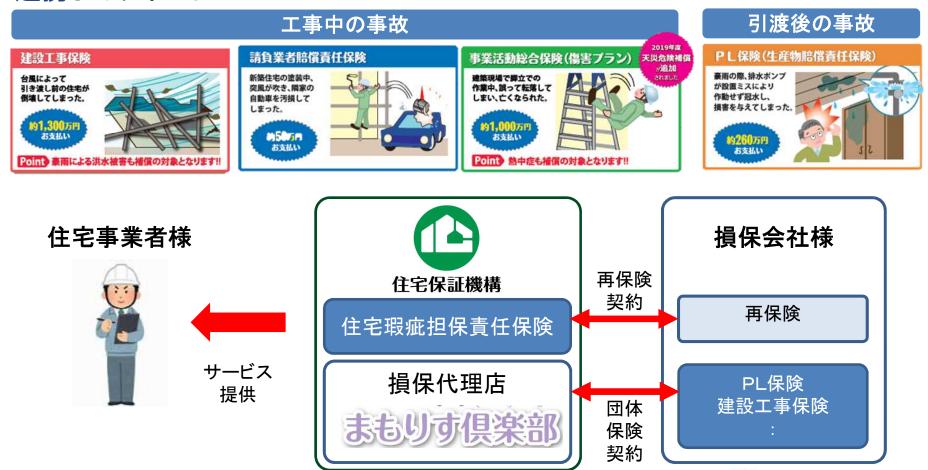


- ・詳しい解説付きの「設計施工基準」の作成・配布
- ・住宅事業者、設計事務所等への各種セミナーの実施
- ・現場検査時に施工者への技術情報の提供等

#### 住宅事業者様のリスクのサポート

#### 【団体保険制度 まもりす倶楽部】

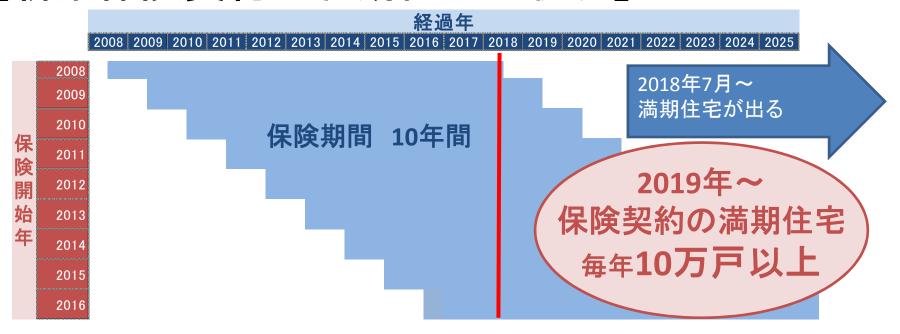
住宅瑕疵保険ではカバーできない住宅事業者様の損害について損保会社3社と 連携してサポート



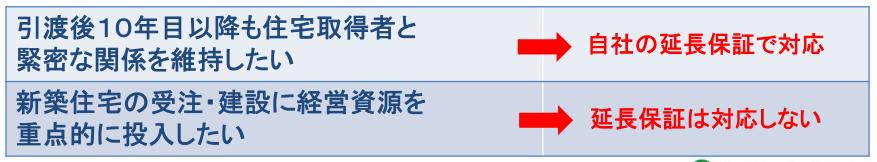
住宅保証機構株式会社

#### 毎年10万戸以上の保険満期を迎える

## 【新築保険契約の満期住宅の状況】



#### 【住宅事業者様のビジネスモデルの例】



# 「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」における課題と対応の方向性

#### 【住宅所有者を保険契約者とする延長保険の検討①】

●2号保険に対する新たなニーズ等

#### 【課題】

- ○延長保証保険は、住宅事業者が被保険者となっており、消費者(住宅取得者等)が瑕疵担保の延長を望んでも住宅事業者が望まない場合、消費者のニーズに応えられない。
- ○小規模なリフォーム工事や内装・設備のみの工事の場合、工事費用と保険料等が見合わず、保険加入という選択がされづらい。

#### 【対応の方向性(案)】

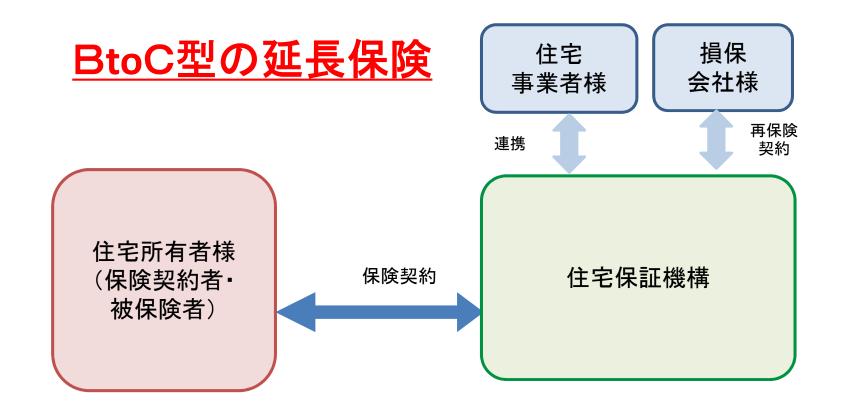
- ○住宅事業者や消費者のニーズに的確に対応した保険商品が提供できるよう、各保険法人において、引き続き、新たな保険商品開発・見直しに努めるべきではないか。
- ○具体的には、例えば、以下の検討を進めるべきではないか。
- ①住宅品質確保法に基づく瑕疵担保責任期間(10年)終了後(1号保険の保険期間終了後)も住宅所有者の判断で保険加入できる保険商品の検討。併せて、消費者保護を充実する観点も踏まえ、保険付き住宅取得者に対するダイレクトメールの仕組みを活用する等して、消費者に瑕疵担保責任期間終了を知らせる仕組みの構築。
- ②消費者が安心してリフォームを行える環境整備として、比較的小規模なリフォームについて保険加入をしやすくする方策(条件を満たす住宅事業者について、検査の簡素化、包括的な保険契約の仕組みの開発等)

出典)第2回制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会(国土交通省) 資料4より抜粋 (全宅保証機構株式会社

#### BtoC型の新サービスの検討

#### 【住宅所有者を保険契約者とする延長保険の検討②】

消費者保護の観点より、住宅所有者が保険契約者となる延長保険の創設を検討





#### 既存住宅保険の状況

## 【保険契約戸数の推移】

2018年度の保険契約戸数 対前年比 約1.7倍 うち検査機関保証型は 約3倍



- 改正宅建業法の施行-建物状況調査業務の開始
- ·安心R住宅(特定既存住宅情報提供事業者団体)との連携
- •仲介事業者保証型の販売開始



#### 当社の目指す方向

## 社会的使命

- ・住まいの安心・安全
- ・まちなか再生(既存ストックの有効活用・市場の活性化)
- ・人生100年時代を支える住生活の実現対応

# 経営の安定

- ・お客様満足の向上
- ・パートナーシップ

# サスティナビリティ

- ・効率的・迅速な業務執行
- ・人材の育成、持続的な発展

#### 最後に

当社は、住宅事業者様と 住宅取得者様のニーズに お応えするサービスをご提供して、 「住まいの安全・安心」と 「豊かな暮らしの実現」に 貢献します。

